

厚生労働大臣が定める掲示事項（令和7年4月1日現在）

当院は、健康保険法第65条第1項の規定に基づき指定を受けた保険医療機関です。

入院基本料に関する事項

一般病棟入院基本料（急性期一般入院料6） 19床

地域包括ケア入院医療管理料1 32床

当院は、一般病棟入院51床に対して一日二交代で16人以上の看護職員（日勤帯14人・夜勤帯2人）が勤務しております。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制に関する事項

当院は、入院の際に医師を始めとする関係職種が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」発行に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

医療情報取得加算に関する事項

当院は、オンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

一般名処方加算に関する事項

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく特定の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の提供がしやすくなります。

後発医薬品使用体制加算に関する事項

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に関し、医学的及び薬学的評価を行うとともに、品質・安全性・安定供給体制等を検討の上、積極的に取り組んでおります。医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しております。

機能強化加算に関する事項

当院は、「かかりつけ医」として、必要に応じて次のような取組を行っています。

- 健康診断の結果に関する相談等、健康に関する相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っております。
- 受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。

入院時食事療養費に関する事項

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士による栄養管理・適時の食事提供（夕食は午後6時に提供）・保温食器等を用いた適温の食事提供を行っております。

当院は、医師の指示により厚生労働大臣が定める特別食を提供しており、特別食加算を算定しています。

食事の自己負担額（1食あたり） 510円

※入院期間や収入に応じて自己負担額が減額される場合がございます。

施設基準（令和7年4月1日現在）

当院は東北厚生局長に下記の届出を行っております。

基本診療料	<ul style="list-style-type: none">○ 一般病棟入院基本料 急性期一般入院料6○ 地域包括ケア入院医療管理料1○ 機能強化加算○ 診療録管理体制加算3○ 認知症ケア加算2○ せん妄ハイリスク患者ケア加算○ 後発医薬品使用体制加算1○ データ提出加算1 □ （許可病床200床未満）
特掲診療料	<ul style="list-style-type: none">○ 別添1の「第14の2」の1の（1）に規定する在宅療養支援病院（24時間対応）○ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料○ 在宅がん医療総合診療料○ 脳血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）○ 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）○ 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）○ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）○ 集団コミュニケーション療法料○ 入院ベースアップ評価料36○ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）○ 入院時食事療養（1）

CT撮影及びMRI撮影に関する事項

当院では、CT撮影装置はマルチスライスCT16列を設置しています。（当院ではMRI撮影は実施していません）

保険外併用療養費に関する事項

入院期間が通算して180日を超える場合は入院料に係る費用の一部を自己負担していただきます。

保険外併用療養費（自己負担） 1日 2,000円（税込み）